

2023年3月1日

関連団体各位

エステティック事業者各位

エステティックサービス契約書の関連商品欄等の記載方法の修正のお知らせ

(特定商取引に関する法律第42条第2項第5号、特定商取引に関する法律施行規則第34条第3項及び第36条第3項に規定する第34条第2項第1号及び第36条第2項第1号の記載方法についての修正のお知らせ)

特定非営利活動法人日本エステティック機構



時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてご承知のとおり、特定継続的役務提供契約であるエステティックサービス契約を消費者と締結するとき、特定商取引に関する法律（以下、同法）第42条第2項第5号に規定する「解除に関する事項」として関連商品を記載する際、当該関連商品が、同法第48条第2項ただし書に規定する特定商取引に関する法律施行令（以下、政令）第14条第2項で定める関連商品に該当する場合は、特定商取引に関する法律施行規則（以下、省令）第34条第2項第1号及び第36条第2項第1号に基づき「商品の名称その他当該商品を特定し得る事項」を省令第34条第3項及び第36条第3項で「赤枠の中に赤字で記載しなければならない」となっており、当機構は従前より上記法令に従い関連商品記載欄に、赤枠内に赤字にて関連商品名称とその種類を記載できるよう当機構指定書面等の作成を行ってまいりました。またサロン認証事業者各位をはじめ、問い合わせをいただいたエステティック事業者の方々にも上記法令の解釈に従った記載を行うよう要請してまいりました。

このたび、特定継続的役務提供契約において販売する関連商品の記載について見直しを行い、政令第14条第2項で定める関連商品の記載をする際、同項に該当しない関連商品を赤枠内に赤字で記載すると、消費者が同項に該当しない商品についても返品ができないと誤認する可能性があるから、販売したすべての関連商品については赤枠に赤字で記載しないこととし、契約約款内に赤枠内に赤字にて「商品の名称その他当該商品を特定し得る事項」を記載することにより、関連商品記載欄を赤枠にせず黒字表記とすることといたしました。（記載例は添付別紙を参照のこと）

なお、従前の記載方法であっても法令に抵触した表示ではありませんが、上記のとおり契約約款内に赤枠内に赤字にて「商品の名称その他当該商品を特定し得る事項」を記載することがなく、関連商品記載欄を赤枠にせず黒字表記をした場合は、書面不備としてクーリング・オフが延長する可能性があります。

関係各位におかれましては、以上についてご理解をいただき今後とも関連法令に従ったエステティックサービス契約を実施するようお願い申し上げます。

以上

添付別紙

変更記載の場合の例（当機構書式）

	変更後	変更前
関連商品記載欄	黒枠内に黒字にて記載	赤枠内に赤字にて記載
契約約款第6条 1項 (赤枠内に赤字 にて記載)	<p>甲は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、関連商品を含め、書面及び電磁的記録により契約を解除することができます（これを「クーリング・オフ」といいます）。なお、関連商品のみのクーリング・オフは認められません。クーリング・オフをした際は、違約金及び利用した役務の対価等の支払いは不要です。又、乙が契約に関して甲から金銭を受領している時は、速やかに全額を返金いたします。但し、<u>本契約書表面の関連商品欄に記載された関連商品のうち、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除く）</u>は、当該商品に限りクーリング・オフをすることができません。</p>	<p>甲は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、関連商品を含め、書面及び電磁的記録により契約を解除することができます（これを「クーリング・オフ」といいます）。なお、関連商品のみのクーリング・オフは認められません。クーリング・オフをした際は、違約金及び利用した役務の対価等の支払いは不要です。又、乙が契約に関して甲から金銭を受領している時は、速やかに全額を返金いたします。但し、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除く）は、当該商品に限りクーリング・オフをすることができません。</p>